

## 三豊市農業委員会 12月定例総会議事録

令和3年12月15日午後1時30分より、三豊市農業委員会12月定例総会を三豊市危機管理センター301・302会議室において開催した。

### 1. 出席者、欠席者の状況

出席者 29名（農業委員23名、農地利用最適化推進委員6名）  
欠席者 2名

#### 【農業委員】 (出席○・欠席－)

1番	堀江 博	○	2番	細川 耕助	○	3番	岡根 譲	○
4番	松岡 史郎	○	5番	黒木 昭則	○	6番	石井 徳和	○
7番	貞廣 駿	○	8番	石井 宏昭	○	9番	橋川 義信	○
10番	白川 智樹	○	11番	大西 弘	○	12番	片山 雅夫	○
13番	新延 健	－	14番	田所 上奉	○	15番	三好 康芳	○
16番	田井 三代子	○	17番	金子 芳巳	○	18番	石原 剛	○
19番	西山 正一	○	20番	大崎 正義	○	21番	森 尚行	○
22番	宮崎 和代	○	23番	正田 茂義	○	24番	吉田 由紀	○

#### 【農地利用最適化推進委員】

1番	青井 敏雄	○	22番	高岡 秋則	○	31番	嶋田 洋一	○
49番	大西 高志	○	50番	白井 敦司	－	59番	中井 計	○
66番	星川 浩司	○						

### 2. 署名委員

6番 石井 徳和  
23番 正田 茂義

### 3. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚  
事務局次長 岡崎 英司  
主 任 菅原 雅慶  
主 任 大井 要平

### 4. 書 記

会計年度任用職員 小川 春子

### 5. 議 題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)  
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について (報告)  
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について  
議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について  
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について  
議案第 6号 非農地証明願いの件について  
議案第 7号 非農地通知の件について  
議案第 8号 農用地利用集積計画の件について  
その他の件について

6. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 ご案内の時刻が参りました。  
それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会12月定例総会の開会にあたり、堀江会長より挨拶をいただきます。

会長 皆様、こんにちは。日々寒くなる昨今です。年末を控え、お忙しい中のご出席、誠にありがとうございます。任期も残り4か月足らずとなりました。3年間、長いようで短かったような気がします。コロナで一番大変な時期に活動していただきありがとうございます。残りわずかですが、地域を守るためにも、遊休農地の解消、並びに後継者づくりの活動をお願いしたいと思います。本日の議案数はそんなに多くはありませんが、忌憚のない意見を言うていただき、スムーズに会を進めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げ、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。13番 新延 健 委員さんから、あらかじめ欠席の連絡を頂いております。ただいまの出席農業委員は23名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、「感染予防対策期」であることを受け、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。

また本日もご出席いただいております推進委員さんにつきましては、提出された議案に対して意見を述べることは差支えがありませんが、採決には参加できませんので、あらかじめご承知の上、議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会12月定例総会を開会いたします。  
最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号6番 石井 徳和 委員、議席番号23番 正田 茂義 委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。

1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号7号を朗読 〕

以上7件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号7号の7件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。4ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号を朗読 〕

以上1件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の番号1号の1件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。5ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号10号を朗読 〕

以上10件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

6 番	番号1号について説明します。譲渡人は空き家バンクに登録し、住宅と農地の買い手を探していたところ譲受人から話があり、まとまりました。現在、果樹園として使用されていますが、譲受人が、引き続き果樹園として使用していくとのことです。周辺地域にも影響はなく何の問題もありません。ご審議よろしくお願ひいたします。	議 長	以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。
		一 同	〔 なしの声あり 〕
7 番	番号2号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。譲渡人は高齢で、最近草を刈るのみで維持が困難なため、譲受人に売買の話をしたところ、譲受人の自宅、倉庫に近く便利なため購入にいたりしました。譲受人も高齢ですが、息子が一緒に野菜等を作り耕作をしており、農地面積も満たしていて、何の問題もありません。ご審議よろしくお願ひいたします。	議 長	ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。
		一 同	〔 異議なしの声あり 〕
	続きまして番号3号について説明します。譲渡人は空き家バンクに登録をしており、その際、隣接農地も購入することでした。譲受人は家屋と同時に農地も購入することで売買にいたりしました。譲受人は主に米を作っており農地は適切に管理され、すべて耕作されています。何の問題もありません。ご審議よろしくお願ひいたします。	議 長	異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号の10件につきましては、許可することと決定します。次に進ませていただきます。8ページを開いてください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
9 番	番号4号と番号5号について説明します。譲受人はブロッコリーとアスパラを作っており、規模拡大のため、譲渡人に購入を依頼したところ話がまとまりました。購入した農地でもブロッコリーを作っていく予定です。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。	事 務 局	議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。
			〔 議案第4号 番号1号から番号6号を朗読 〕
3 番	番号6号について説明します。譲渡人は市外の人であり、帰ってくる予定もありません。譲受人は、この近くで野菜を作っていることもあり、売買の話にいたりしました。譲受人はブロッコリーを栽培していく予定で、問題はありません。ご審議よろしくお願ひいたします。		なお、農地区分につきましては、全て第2種農地であります。以上6件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。
	続きまして、番号7号について説明します。譲受人と譲渡人は家が近く、農地を交換することにより、農地が自宅近くになり双方とも利便性が増します。周辺地域にも影響はなく問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。	議 長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員からの説明はありませんので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。
1 2 番	番号8号について説明します。譲渡人の兄が農地を管理していましたが、高齢化で管理が十分出来ていませんでした。譲渡人の隣人である譲受人から売買の話があり、成立しました。何の問題もありません。ご審議よろしくお願ひいたします。	一 同	〔 なしの声あり 〕
1 4 番	番号9号について説明します。5条申請の際に境界線で公図と現況の差が発見されました。それを是正するために、今回、無償で提供しました。何の問題もありません。ご審議よろしくお願ひいたします。	議 長	ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号をお諮りします。ご異議ございませんか。
		一 同	〔 異議なしの声あり 〕
1 番	番号10号について説明します。譲渡人は農業をする意思がなくません。現地は荒れておりますが、タケノコが生えています。譲受人は管理をしながら、タケノコを掘るといふことです。譲渡人と譲受人は遠縁にあたります。ご審議よろしくお願ひいたします。	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号6号の6件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。10ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

〔 議案第5号 番号1号から番号12号を朗読 〕

農地区分につきましては、番号2は、JR高瀬駅から300m以内に位置する第3種農地です。また、番号6は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので、第1種に農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、この1件につきましては、「住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であり、不許可の例外に該当します。その他は、全て第2種農地であります。以上12件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

7番 番号2号について説明いたします。この場所は高瀬駅から100メートル位の所にあります。譲渡人は農地が自宅から遠いため、草を刈るだけでした。譲受人は鋼材を扱う会社で、ここから500メートル離れた場所に譲受人の会社があります。規模拡大のため譲渡人に売買の話をしたところ、売買が成立しました。近隣の方の許可も出ていますので、問題ないと思われま。ご審議よろしくお願いいいたします。

11番 番号4号について説明いたします。幅が広く細長い土地です。裏に家を建てている譲受人に売買の話をしたところ、譲受人も駐車場がなくて困っていたので買いたいと話がまとまりました。水路がありますが、そのままにしておくことになっています。何の問題もないと思われま。ご審議よろしくお願いいいたします。

3番 番号5号について説明いたします。現況が畑になっていますが、実際は木や竹が生えており山林化しています。譲受人の会社が近くにありますが、この工場の拡張のため譲受人から譲渡人に売買の話があり成立しました。問題ないと思われま。ご審議よろしくお願いいいたします。

12番 番号7号について説明します。自宅が近くあり、周り三方は住宅地です。この農地は水はけが悪く湿地になっており、耕作は十分にできていません。分譲住宅地としての購入を依頼したところ、譲受人が引き受け売買にいたりました。周辺農地にも許可を受けており、問題はないと思われま。ご審議よろしくお願いいいたします。

14番 番号8号について説明します。譲渡人は高齢で自宅からも遠いため購入者を探していました。譲受人はこの近くを分譲住宅地として購入履歴がありましたので、再度、分譲住宅地としての購入を依頼し、売買が成立しました。周辺農地及び水利組合にも同意を得ています。問題はないと思われま。ご審議よろしくお願いいいたします。

16番 番号9号について説明します。譲受人は部品の組立をしている会社で、現在は場所を借りて組立をしています。作業所を探していたところ、まとまった土地があったため売買に至りました。譲渡人は高齢のため十分に、耕作ができていませんでした。整地もきちんとできており、問題はないと思われま。ご審議よろしくお願いいいたします。

議長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一同 〔 異議なしの声あり 〕

議長 それでは、他にご質問もないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号12号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一同 〔 異議なしの声あり 〕

議長 異議なしと認めま。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号12号の12件については適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。14ページをお開きください。議案第6号「非農地証明願いの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めま。

事務局 議案第6号「非農地証明願いの件について」の説明をさせていただきます。

〔 議案第6号 番号1号から番号4号を朗読 〕

番号1及び4は、非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準にある、昭和27年の「農地法施行前から引き続き非農地であったもの」に該当すると判断されま。番号2及び3は、同じく非農地事務処理要領の認定基準「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の用に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設で農道や水路等の用に供する場合」に該当すると判断されま。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

3番 番号1号から番号3号について、関連がありますので一括で説明します。番号1号は農地法以前から宅地であり、番号2号及び番号3号は、農地に入る進入路です。非農地で問題ないと思いま。ご審議よろしくお願いいいたします。

17番 番号4号について説明します。農地法以前より宅地であり、非農地が適当と思われま。ご審議よろしくお願いいいたします。

議長 担当委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようでございますので、議案第6号「非農地証明願いの件について」番号1号から番号4号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「非農地証明願いの件について」番号1号から番号4号の4件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地証明書を交付することと決定いたします。次に進ませていただきます。15ページをお開きください。議案第7号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

[ 議案第7号 番号1号を朗読 ]

本件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、B分類と判定した農地となっており、これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議をいただきましたら、土地所有者に対しまして非農地通知を送付し、登記地目の変更を要請いたします。また香川県の関係機関や法務局等に対し、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

1 1 番 番号1号について説明します。山の中にある土地で、30年くらい管理されておらず山林化されています。非農地通知が適当と判断します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質問ございませんか

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようでございますので、議案第7号「非農地通知の件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「非農地通知の件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。それでは次に進ませていただきます。16ページをお開きください。議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第8号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められています。ご審議をお願いいたします。

今月は議案書の16ページから54ページまでです。管理者から耕作者の貸付は64件、農地中間管理事業による一括方式での貸し付けに関して9件、合計73件となっております。

以上、利用権の設定73件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。全てにおいて耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するという、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各3件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一 同 [ なしの声あり ]

議 長 ないようですので、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [ 異議なしの声あり ]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」は73件すべて適当と認め、原案のとおり決定といたします。本日上程しておりました議案の審議は以上です。では、その他の件について、事務局から説明を求めます。

[ その他の件の顛末は、次頁のとおり ]

その他の件

1. 農用地利用配分計画（案）について
2. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について（通知）
3. 令和3年度農業者年金新規加入推進活動について
4. その他
  - (1) 1月定例総会について  
日 時 令和4年1月20日（木）午後1時30分  
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
1月7日(金)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	高瀬町：石井 徳和	高瀬町：貞廣 駿
		山本町：橋川 義信	財田町：森 尚行

閉 会 【 午後 3時30分 】